時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千六百八十七號
明治廿六年六月廿一日　水曜日
舊曆癸巳五月八日　（己、丑）
日出午前四時二十七分　入午後六時五十八分
月出午前十一時四十二分　入午後
滿潮午前十時三十八分　午後十一時四分
（西曆一千八百九十三年）

當撰俳優の肖像

青年俳優奬勵の爲め豫て本社が募集したる投票の結果は市川米藏、市川猿之助、尾上菊之助の三名高點を以て當撰したるに就き右當撰者の外に梨園社會の老將として有名なる市川團十郎、尾上菊五郎、市川左團次の三名を加へ都合六名の肖像を美麗なる石版摺と爲し本月末の時事新報附錄として普く購讀者に頒つべし

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を充實するより各社同一の記事を揭ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報

剰餘金と對外策

[illegible]年來[illegible]したる國庫剰餘金は既に一千餘萬圓にして明年度にも亦剰餘を見る可く加ふるに行政整理の結果として更に多少の政費節減ある可ければ彼是一千數百萬圓のものは應に[illegible]の道に處分す可き未定の問題に係るものなり多年財政困難を聞えたる日本政府のみとなれば各省互に此剰餘金の先取を競ふるを[illegible]世間に不時の入金を得て家族一同思ひ〳〵の要求をなすが如く或は北海道[illegible]或は小學校費の補助、製鋼所設置なり[illegible]なり地價修正なり砲臺建築なり[illegible]なり軍艦製造なり航路擴張なり例も主人をして其[illegible]に[illegible]しむるの情態ならんなれども家計の[illegible]して之を[illegible]業の資本に用ゐて身代上進の後餘ろに[illegible]の要求を滿足せしむ可き者にして一時姑息の快樂を買ふは[illegible]所以にあらざれば我國家の經營も亦其の方針に從ひ區々の情實を排して斷然對外立國の[illegible]を標準に定め以て此剰餘金處分問題を裁決するの外ある可らず[illegible]の斷言する所なり蓋し豫算未だ議會に上らず當局の意向果して如何を知る可らずと雖も政府の[illegible]を聞くに[illegible]る可く議會の多數を迎合し無事に第五議會を結了せんとの念慮のみ獨り熾んにして事々物々みれを標準として論定するの趣なりと云へば風のまに〳〵何れの邊に歸着す可きや傍より見て實に關心に堪へず今以上各種の要求費目を案するに北海道開拓決して不可なし我輩も夙に慫慂したる所なれども元是れ我版圖内の開拓にして着手せんとすればイツにても着手するを得可く必ずしも今年今日を限るにあらず小學校費の補助みれも後廻しとして敢て甚だしき不都合なし製鋼所設立の如きは唯前内閣に於て計畫したるの緣故あるのみ若しも果して見込ある事業ならば民間に於て之を企つる者ある可く又現に企てつゝありとも聞く所なれば模様により政府は多少の保護を與へて促すも可なり是非とも莫大の資金を費して官業となさゝる可らざるの必要なきのみならん監獄費國庫支辨は大に其理あるのみならず自から例の地租輕減論を和ぐるの一端ともなりて對外立國の方針より見れば醫家の所謂對症療法に比しく病の源因を療する外に減租熱と云へる熱を去るは治術に於て止む可からずと雖も地價修正と云ふに至ては啻に其理なきのみならず對外貧弱症の爲めには源因療法にもあらず對症療法にもあらず併せて監獄費國庫支辨術の効能をも抹殺するに當るものと云ふ可し或は大藏大臣が第四議會に約束したる言もあれば今更是非に及ばずと云ふか其不都合を知て議案を撤回するもの何ぞ獨り地價修正案に限らんや斯る情實にまでも拘泥したらば各種の要求を悉く採納せざる可らざる譯にして家計立つ可らず國にして國務の擧らざるは分り切つたる事どもなり砲臺建築、陸地測量等は國防上の要件なれば強ち排斥す可らずと雖も軍艦製造は同一目的の更に大に急なるものにして且つ臺督の次第もあるみとなれば事の前後は言を俟たず次に航路擴張は最も本論に適切なる案件にして國際競爭の急激なる今日に當り何人も異議なきのみならんなれば是非とも相當の方法を設けて一日も猶豫す可きにあらず多年我輩の宿論にして今猶は實施に至らざるは遺憾千萬なると共に之を此際に急ぐの情も亦一層切ならざるを得ず其他剰餘金を處分す可きの道多多ある可しと雖も要するに前記の如く對外立國の急務を標準と定め各省及び議會の意向を憚らずして眞一文字に直進す可し一方には各省の要求を顧み一方には議會の意向を探るのみと彼の主人が或は老人の機嫌を取り或は小兒を喜ばしめんとして肝腎の稼業を忘るゝが如くならば政府も亦蝙蝠ながら失ふて國家の爲め自身の爲め過ちあらんは必然なる可し顧ふに前内閣は曾て己れの信ずる所を以て新事業を案出し偶々民黨の所謂乘取主義と衝突して大失敗を取りたるが故に現内閣は圓轉滑脱なる此覆轍を避けんとして左思右慮只管無事を祈るは情に於て左もあらんなれども識者は之を以て内閣の信否を定め隨て天下の譏を免れざるみとなれば我輩は剰餘金の處分問題を以て第一着に當局者の心事を見んと欲する者なり又民黨とても今日の人心既に對外立國の急に傾きたるを了解したらば地租輕減論の如き黨議を死守するは迂の極なり三日見ぬ間の櫻ばな士豈永く昔日の痴態を演ず可けんや

官報

○遞信省令第十號
電信取扱規則中左ノ通改正シ本年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
明治二十六年六月二十日　遞信大臣伯爵黑田清隆
第七條中片假名及數字ノ部半濁點ノ次ニ左ノ符號ヲ追加シ和文句讀點及記號ノ部句讀點ノ次新章ノ下ニ「ノ記號ヲ追加ス
―長音
第十一條　削除
第十二條　削除
第十三條　左ノ通改正
電報ニハ文字ト數字トヲ混用スルコトヲ得但歐文ノ秘密語ニハ一聯集中文字ト數字トヲ混用スヘカラス
第十四條　左ノ通改正
小括弧ハ第十五條ノ集合ヲ除クノ外之ヲ用フルヲ得ス
第十五條　左ノ通改正
和文ニハ商標又ハ記號等片假名ヲ以テ顯明シ難キモノニ限リ歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ挿入スルコトヲ得但小括弧ヲ以テ之ヲ區別スヘシ
第二十二條　左ノ通改正
和文中濁點半濁點ヲ附シタル文字及和文中ニ用ヒタル括弧小括弧ハ之ヲ片假名二字ニ計算スヘシ
第二十三條　左ノ通改正
和文中ニ用ヒタル長音、數字、除線、句讀點、新章及第十五條ニ記載シタル歐字又ハ亞剌比亞數字ハ其一字又ハ一箇ヲ片假名一字ニ計算スヘシ
第二十四條　削除
第七十三條ヘ左ノ一項ヲ追加ス
受信人名ヲ連署シタル電報ハ一通ノ送達紙ニ記載シ其内ノ一名ニ配達スヘシ

○遞信省告示第百七十五號
來ル七月一日ヨリ左ノ通郵便局名ヲ改稱ス
明治二十六年六月二十日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國郡名	舊稱	改稱
遠江國周智郡	上山梨郵便局	山梨郵便局
武藏國南葛飾郡	西小松川郵便局	小松川郵便局
武藏國比企郡	玉川鄕郵便局	玉川郵便局
武藏國北多摩郡	小川郵便局	小平郵便局
下總國印旛郡	實性郵便局	八街郵便局

雜報

○第五議會と登記　登記の法設けられてより人民は所有權の確實を喜ぶべしと思ひの外、不利不便を說くものなかく〳〵に多く殊に詐欺の手段行はれ易しとて現行の制度を攻撃するもの[illegible]しきを以て衆議院は第一期より相變らず改正案を提出して登記の事務を町村役場に移さんとしたる程なれば第五議會に於ても復た此の改正を企つるおきならん而して政府は當初より此の改正に反對して其非難の聲を減ずる方法如何と苦心したれども格好の案なきより遂に泰西の實例に全く模擬して圖面迄をも明記しある完全の帳簿を各登記所に備付けんとして初めて其經費を豫算せしは松方内閣の際にして其金額百萬圓に上らんとするより遂に見合せとなりて廿五年度の豫算案には見えざりしなり現に角此の完全なる帳簿は物權の登記を目的とする者なれば如何なる權利を以て物權となすや、新法典一度發布せられたれども半や修正に着手したる位なれば我邦に於ては物權と人權の別果して如何なるべきや未だ判然せず左れば斯く物權の種類明定せざる今日は決て修正の結果を豫想し假に西洋風殊に獨逸風の完全明細なる帳簿を造りたりとて明治三十年後には多少の變更到底免るべからず從て其新には復た之を造り直さゞるべからざるを以て其間に於ける經費の損失少なからざるのみならん要するに完全なる洋風の帳簿は今日に造らんとするも第一、物權の範圍未定にして（第二）經費の損失

少なからざるべ
製を斷念し取敢
明を煩はす事な
の何人なるやを
地藏帳の謄本を
經費の支出を要
事も擧る事は必
完成せしめんと
要するやも知る
騰貴に非常なる
に至れば已むな
當局者も今より
直税分署に備付
て充分の餘白を
籍の番號區別及
る事丈けを主眼
を節して之に
然に簾なるべ
議論勝ちなる
雖ども斯る仕
深く切込むや
行法改正の必
虛心平氣に現
町村長は到底
際に行はるべ
重するの氣風
漫然退歩主義
して前途を
○兩日の賣
櫓監檜物町
氏に依托し入
きは華山の虎
同上は實に
堂の福祿壽及
る三幅對、光
香箱等枚擧に
が搬察中にて

●歌舞伎座の
に於て催す
儘前號の紙上
り越したれば
めて揭載すべ
三日間は三階
東洋市中音樂
六時なり
第二「大杯觴
讀の場、第三
田浦藥家の場
「六歌仙」にて
郎）并伊賀
才助實は馬場
よ、小真（秀調
迎坊主市藏）
官女
飯原兵衛
在原業平（菊